

2014年11月17日

第39回日印経済合同委員会会議
日印経済委員会
モディ新政権に対する重点要望（仮訳）

1. ビジネス環境の一層の改善

▶ **日本特別チーム（Japan Plus）における取組み推進**

○日本企業がインドでビジネスが行いやすい環境を整えるため、インド商工省に日本特別チームが設置されたことを歓迎する。今後、日本の企業や経済界からの要望に対して、着実且つ迅速な対応をお願いしたい。

▶ **日本インド包括的経済連携協定（日印CEPA）の活用促進**

・日本インド包括的経済連携協定（日印CEPA）は、日印経済関係を拡大・強化していく上で最も重要な制度的インフラである。以下について要望する。

○原産地規則の日本・ASEAN諸国との標準化

・現行の関税番号基準と付加価値基準の両基準併用から、いずれかの基準を選択できる制度へ変更し、日印CEPAをより活用しやすいものにしてもらいたい。

○特別追加関税の手続き改善、通関・税の納入手続きの円滑化・簡素化・迅速化

○「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の定期的な開催

・日印CEPAの枠組みのもと「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の第1回会合が2012年10月に開催され、日本のメガバンクのインド都市部での支店開設許可、社会保障協定の両国での承認などの改善が見られた。継続的に課題解決を図るべく、本小委員会の定期的な開催をお願いしたい。

▶ **個別重要項目**

○税制

・インドにおける円滑なビジネスの推進のために、GSTの導入を是非お願いしたい。又、移転価格問題を解消する、両国の税務当局から確認を受け二重課税のリスクを排除できる2国間APA（Advance Pricing Agreement）については締結の方向で交渉が継続されており、早期締結にご尽力いただきたい。

○土地収用

・土地収用はインドに製造拠点を設ける際に最初に直面する課題である。2013年改正法そのものを見直し、土地収用が円滑に進むよう対応いただきたい。

○環境規制

・環境規制については、許可に時間がかかるため迅速に対応いただきたい。

○金融規制

・日本企業のインド進出を促進すべく、運転資金使用利用の許容、元本返済期限の緩和などの対外商業借り入れ条件についての金融規制を一層緩和いただきたい。

○知的財産権

・近年の特許出願件数の増加により審査が滞っているため、審査期間の短縮を図られ

たい。

○小売業

- ・複数ブランドの商品を扱う小売業への外資受け入れ規制の緩和を図られたい。

2. インフラ整備

➤ DMIC、CBIC等の推進

・インドにおけるインフラ整備は最重要課題であり、デリー・ムンバイ産業大動脈構想（DMIC）、チェンナイ・バンガロール間産業回廊構想（CBIC）等、現在進行中の日印連携の旗艦事業の実現を加速化するため、関連法規の緩和、許認可手続きの透明化、迅速化をお願いしたい。

➤ IPP Framework の改善

・慢性的電力不足の解消につながる本邦企業による IPP 促進の為、IPP Framework の改善をお願いしたい。具体的には、州政府保証の供与及び IPP が燃料供給 Risk を負わない Energy Conversion Model を導入されたい。

➤ 日本企業向け工業団地やレンタル工場の整備

・インドにおける製造技術の向上、雇用の創出を図るべく、一定期間の法人税減免措置（タックスホリデー）の拡充など十分な投資インセンティブを備えた日本企業向け工業団地やレンタル工場の整備を推進いただきたい。

3. グローバルな展開

➤ 東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の推進

・東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）は、日系企業にとって、域内の原産地規則の統一や共通関税譲許表による特惠軽減税率の共通化を行うことで、累積効果がより促進され、生産ネットワークの拡大やサプライ・チェーンの効率化に寄与することが期待されている。

インドが、日本からの投資を増やしつつ、世界市場に向けた輸出拠点としてASEANや中国と伍していくために、RCEP交渉の妥結に向けて前向きに取り組んでいただきたい。

(了)